

議案第 25 号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（失職の例外）

第 5 条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。